



昭和四十一年五月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	十四日分
昭和四十一年六月	昭和四十一年五月一日から同年六月三十日まで	二十八日分
昭和四十一年七月	昭和四十一年五月一日から同年七月三十日まで	四十二日分
昭和四十一年八月	昭和四十一年五月一日から同年八月三十日まで	五十六日分
昭和四十一年九月	昭和四十一年五月一日から同年九月三十日まで	七十日分

4 第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて同項第一号の六月の最後の月が昭和四十一年二月から同年四月までのいずれかの月であるものに対して同年六月一日から同年八月三十日までの間ににおいて同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九の三第二号の規定にかかるらず、第二級の失業保険金の額によるものとする。

5 改正後の第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和四十一年五月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

○理由 最近における日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、日雇労働者に係る失業保険金の日額の引き上げ等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中委員長 提案理由の説明を聽取いたしました。小平労働大臣。ただいま議題となりました失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

日雇い失業保険制度は、日雇い労働者の失業時における生活の安定をはかることを目的として、昭和二十四年、第五回国会における失業保険法の一部改正によって創設され、社会保障政策並びに

雇用失業対策の一環としてその機能を果たしてまいったところがあります。

現行の日雇い失業保険金日額は、昭和三十六年における失業保険法の一部改正によって定められたのであります。最近における日雇い労働者の賃金の実情にかんがみ、今般その保険金日額の引き上げ等を行なうこととしたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

第一に、日雇い失業保険金の日額の引き上げについてであります。

現行制度では、日雇い失業保険金の日額は、第一級三百三十円、第二級二百四十円とされておりますが、現行の日額は、すでに申し上げましたように、昭和三十六年に定められたものであります。その後現在までに日雇い労働者の賃金額も相当に上昇しております。実情にそぐわないうらみがありますので、この際、新たに五百円の保険金日額を設け、これを第一級とし、これに伴い、従来の三百三十円の日額を第二級とし、従来の二百四十円の日額を廃止して、給付内容の改善をはかることとしたのであります。

第二に、日雇い失業保険の保険料日額の改正についてであります。現在の保険料日額は、第一級十六円、第二級十円とされておりますが、保険金日額の引き上げに伴い、その引き上げ率と同率の改定を行なうとともに、新たに二十四円の保険料日額を設け、これを第一級といたしました。これに伴い、従来の十六円の日額を第二級とし、従来の十二円の日額

を廃止するものといたしましたところであります。また、新しい第一級及び第二級の保険料日額の区分は、日雇い労働被保険者に支払われた賃金日額六百六十円以上の場合は第一級、六百六十円未満の場合は第二級といたしたことあります。

なお、保険料日額の改正に伴い、日雇い労働被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、従来どおり労使折半とし、それぞれ、第一級については十二円、第二級については八円とした次第であります。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申上げます。

○足鹿委員 去る三月十八日、当委員会におきまして私は出かせぎ問題について関係当局に御質問をいたしました。その節相当大部分の質問が残っておりますので、お許しをいただきまして、本日はこれを継続させていただきたいと存じます。

○足鹿委員 先回において私がお尋ねをいたしました点は、主として出かせぎ農民の悲惨な状態について実情を申し上げ、しかもその出かせぎ者が不当な労働条件のもとにあって、賃金の不払いその他によつて非常に困つておる、また一面、動物的な生存ともいふべき非人間的な飯場において、労働基準法の外で毎日を暮らすことを余儀なくされておる、これらの点について、労働大臣を中心にお尋ねをいたしました。いろいろと御所見を承つたわけでございますが、その際、いろいろお尋ねをいたしました際におけるその後とられた措置があるよう思いますので、これをひとつ最初にお伺いいたしたいと思います。

○小平国務大臣 その一つは、先般労働省は飯場の一斉検査を行なわれたと聞いております。その検査の月日、規

模、方法、またその結果をどういうふうに把握され、どういうところに問題点があつて、今後これに対処されようとしておりますか、その点について具体的に御説明をお願いいたしたいと思いま

す。第二点は、去る四月一日、労働、建設両省間ににおいて通報制度なるものが新設されたと聞いておりますが、その趣旨は、悪質の建設業者を締め出しをはかるということにあるよう承つておるの

であります。これが適当な機会だと考えますので、その内容について説明をせられ、運営方針等につい

りますが、その趣旨は、悪質の建設業者を締め出しをはかるということにあるよう承つておるの

であります。なお、二つの問題について、資料として後日提出を願いたいと思つておりますが、とりあえず、この二点について御説明をわざわざしたいと存じます。

○小平国務大臣 出かせぎ労働者の問題につきましては、諸先生から御熱心な御質疑あるいは御忠告等もございましたので、労働省といたしましてはさしつき各般の施策を行なつたわけでございまして、この二点について御説明をわざわざしたいと存じます。

一つは、ただいまお話をありましたとおり、まず業界自体の自主的な近代化と申しますが、従来至らなかったところを改める体制をぜひ具体的に示してほしい、こういう点を要望をいたしたわけでございます。これにこたえまして、近いうちに建設業界自体の改善策というものが出てまいるものと想ひます。さしつき期待をいたしておるところでございます。

さらには、それとあわせまして、これまで御指摘の飯場の実地検査と申しますが監督をいたしましたのが詳細につきましては後ほど基準局長から御説明を申し上げますが、聞くところによりますと、各業者と申しますが使用者側においても、これを契機に今までの施設等について反省するところが相当あるようございまして、これにつきましては基準局長から詳細御説明を申し上げさせたいと思います。

さらに第二の通報制度の点につきましても、か

ねが建設省と、不良の下請等を使った場合にこれをどう処置するかということについて協議をしてまいつたところでございますが、建設当局も非常に熱意をお示しいただいて、一般一応の結論が出まして、その結果、下請等で賃金未払いであるとかそういう問題を引き起こすようなものに対する対応は、その下請業者自身のこと、さらにはそれが元請との関連におきましてもこれを今後お互いに連絡し合って、指名の際の基準がございますので、指名の際にそういうものについては考慮をいたしていこう、こういうことに相なつたわけでございまして、これにつきましても、詳細は引き続いて基準局長から御説明を申し上げたいと思います。

○村上(茂)政府委員 まず第一に、三月十四日から一週間行ないました南関東四県の建設業関係の監督実施状況の中間報告を申し上げます。この監督の結果報告は、四月二十日が期限となつておりますので、まだ報告が全部集まつております。したがいまして中間報告というふうにおとりいただきたいと存じます。

監督を実施いたしましたのは、主として宿舎を中心に行なつたわけであります、監督を実施する目標数は、東京九百、神奈川五百、千葉三百、埼玉三百、合計二千を目指して設定いたしまして、一週間齊に監督をしたのであります。現実に実施いたしました数は、目標数をこえまして、二千二百八十九監督を実施いたしたのであります。

であります。この通報につきましては、昭和四十年第三四半期の事件から通報いたすということにいたしております。

次に、大きな内容の第二でございますが、建設業者が罰金以上の刑に処せられた場合における通報制度であります。先ほど申し上げましたのは、勧告した段階における通報でございます。建設業者が労働基準法または労働災害防止団体等に関する法律に違反して罰金以上の刑に処せられた場合であります。こちまでは、建設業法第二十一条第一項第三

にねぎらひしては、建設業法第二十九条第一項第三号前段の「建設業者又はその営業所を代表する者がその業務に関し法令に違反して罰金以上の刑に処せられ」たときに該当いたしますので、同法第二十八条または第二十九条に基づきまして、建設大臣または都道府県知事は、登録建設業者に対して必要な指示、六ヶ月以内の営業の停止、または登録の取り消しを行なうという制度がございまして。この制度に乗せようとするのが第二の方法であります。この場合の通報のしかたにつきましては、先ほどの是正勧告をいたした場合とほぼ同様でございまして、建設大臣登録業者については、労働省から建設大臣に通報する。都道府県知事登報業者については、当該建設業者を司法処分に付した都道府県労働基準局長から、当該都道府県知事に通報するという方法によりまして、行なうことになります。

先ほど資料提出のお話がございました。さつそく御提出申し上げるよう準備いたしたいと思ひます。

○足鹿委員 ただいま大臣なり基準局長から、詳細な御報告をいただきまして、熱意ある御策策に対する敬意を表しますとともに、第一の飯場の一斉検査と申しますか、それが、いま御説明になつたような効果をすでに發揮しつつあるということは、まことに喜ばしいことだと思います。したがつて、その四月二十日における最終報告を取りま

とめられた後において、十分検討なさって、今後これをただ単に南関東に局限せざして、全国にこれを施行せられることが、この際必要ではなか

どうぞ、この点は、私としましても、もちろん逐年全國に及ぼして、できるだけ広範にやつてしまいたい、かように考えております。これも予告するようなかつこうになるか知りませんが、このことによつて業界がみずから直してもらはば、私はそれでけつこうじやないかと思います。それにもかかわらず、予告をしておるにもかかわらず、なつかつ直さぬといふような向きに対しは、厳重にこれは法に照らして処断していく、こういう方針で臨みたいと思います。

第二の通報制度の関係につきましても、先生お示しのとおり、せつかくこういう制度を両省間でつくりましても、これが田満にあるいは迅速に実施に移されないというのでは、効果が出ませんから、この制度が十分その目的を達しますように、両省間の連携を一そつ密にして、今後十分御趣旨に沿うように進めてまいりたい、かように考えております。

○足鹿委員 了承いたしました。十分御善処あらんことを希望いたします。

さて、先日の続きに入りたいと思いますが、本日は、社会保障の問題について、出かせき者に対するこの適用の問題について承つてみたいと思ひます。

出かせき者の職場には、先ほど来も問題になつております土建業者、その重層下請との関連が非常に重要な問題になつておるわけでありますが、この重層下請の場合には、ほとんど労災保険あるいは失業保険あるいは健康保険といつたような各種の社会保険が全然行なわれておらない。もちろん、有給休暇などもない。先般も同僚委員から指導がありましたように、けがをしたり死んだりしても、そのような場合は労災保険ももらえないという実例がざらにございます。政府はこの実情を御存じないはずはないのでありますし、ぜひその指導を強化して、そのようなことの絶無を期していただきたいと思いますが、私はここに、大臣にお目にかけてもいいのであります、これは、私どもが先般西日本の大会を開きました際に、参加

いたしました出かせざるから見せてもらつて、預かっておるものであります。これは大阪のさる土建業者の二月分の半月分の給料明細書であります。が、屋働く計が九・三人、残業の計が一万三千九百五十円、夜働く計が七・一人役で一万六千三百三十円、出来高合計金が三万二百八十円、その中でたばこ代だと酒代だと食事代などいうものが六千二百六十円差し引かれておりまして二万四千二十円ということになる。これ、どちらにいたりてもけつこうであります。が、失業保険の差し引きもありませねば勞災の差し引きもない、健康保険の差し引きもない。何もありません。そういう状態でございます。

これはたまたま私たちが手に入れましたからお見せすることができますが、労働基準監督署あたりはざらに御存じだらうと思います。別に新しいことを奇をしてらうわけではありませんが、やはりごらんをいただくことが一番実感が伴うと思って持つてきましたのでございます。そういう実情にあるということを大臣も十分御認識になりましたして、人間存在の基本的な姿すらも破壊されておるこの状態を何とか改善してもらいたい、そのためには努力をしていただきたいと思います。

具体的な問題としてお尋ねしたいのであります。が、四カ月以上の出かせざるに対して、一ヵ月一日以上くらいの有給休暇を与えるようなことはできないものであろうか、そういう指導はできなものであろうか。また一定日数の延引き有給休暇制、あるいは公職選挙法による選舉投票の有給休暇を認めるといつたようなこともあわせて検討してもらつたらどうか、こういうふうに思うのでござります。特に指摘しておきたいことは、失業保険等は労働者の死活の問題でありますから、やはりすべての職場に強制適用を行なうべきではないかと思うのであります。と申しますのは、現在の失保の受給につきましては、法律第十四条によりまして、一ヵ月のうち賃金支払いの基礎となつた日数が十一日未満の場合は被保険期間に算入されないということになつておる。このため、たとえ

ば給料が二十日締め切りの職場に就業した出かせぎ者の場合は、十日に就業した場合には十日から数えて十一日間ありますから、一ヶ月就労として被保険期間に算入されますが、何かの都合で一日か二日おくれて就労した者は九日間なり十日間働いたにもかかわらず、一日、二日の都合でその月は被保険期間がゼロということになつておるようあります。そういう場合が出かせぎ者の場合には特に著しいようでございます。このような弊害を解消するために何らかの措置をおとりになる必要があると私は考えておるわけありますが、失保の窓口規制は最近なかなか厳重をきわめておるようでございまして、あなた方の態度と私が要求しておりますことは相当隔たりがあるよう思いますが、これは出かせぎ労働者の職場における実態でございますので、特にこの点について私は大臣のあたたかい措置を講ずるための御所見をしておりますが、これは出かせぎ労働者の方の職場における実態でございますので、特にこの点について私は承つておきたい、かように思つておきます。ただいまの給料袋等もごらんになりまして、三法の適用の問題、その改正実施のための監督指導、また有給休暇その他に対するところの大臣の率直な今後の御所見があれば承つておきたいと思います。

○小平国務大臣 労働省所管の関係では労災保険

と失業保険ということになっておりますが、ただいま先生から見せていただきました給料袋の労災保険の関係は、これは建設業の関係で強制加入になつていますから全部入つておる。こういうわけでございますが、保険料の関係は事業主のほうの負担ですから、これは給料袋とは関係ない、こういうことだと想ひますが、失業保険の関係につきましても、原則としては四ヶ月以上の就業者は出でございますが、保険料をいたしておるということも事実でございます。

なれば、先生からお話をありました有給休暇の問題あるいは失業保険での取り扱いの問題等、いずれも出かせぎ者にとりましては非常に重要な問題

がござりますが、十日に就業した場合には十日から数えて十一日間ありますから、一ヶ月就労として被保険期間が算入されますが、何かの都合で一日か二日おくれて就労した者は九日間なり十日間働いたにもかかわらず、一日、二日の都合でその月は被保険期間がゼロということになつておるようあります。そういう場合が出かせぎ者の場合には特に著しいようでございます。このような弊害を解消するために何らかの措置をおとりになる必要があると私は考えておるわけですが、失保の窓口規制は最近なかなか厳重をきわめておるようでございまして、あなた方の態度と私が要求

しておられますことは相当隔たりがあるよう思

いますが、これは出かせぎ労働者の職場における実態でございますので、特にこの点について私は承つておきたい、かように思つておきます。ただいまの給料袋等もごらんになりまして、三法の適用の問題、その改正実施のための監督指導、また有給休暇その他に対するところの大臣の率直な今後の御所見があれば承つておきたいと思います。

○小平国務大臣 労働省所管の関係では労災保険

と失業保険ということになっておりますが、ただいま先生から見せていただきました給料袋の労災保険の関係は、これは建設業の関係で強制加入になつていますから全部入つておる。こういうわけでございますが、保険料の関係は事業主のほうの負担ですから、これは給料袋とは関係ない、こういうことだと想ひますが、失業保険の関係につきましても、原則としては四ヶ月以上の就業者は出でございますが、保険料をいたしておるということも事実でございます。

なれば、先生からお話をありました有給休暇の問題あるいは失業保険での取り扱いの問題等、いずれも出かせぎ者にとりましては非常に重要な問題

である、こう思ひますので、よく検討をさしていただきたいと思ひますが、なお詳細につきましては、それを局長から御説明を申し上げたいと思います。○村山(茂)政府委員 保険関係につきまして、労災保険の場合はいま大臣から大要お話をございました。御承知のように労災保険は建設業には強制適用になつておりますし、しかも保険関係の成立は、数次の請負事業の場合におきましては元請人のみを適用事業の事業主とするというように労災保険法第八条で定められております。したがつて、元請のほうで一括して払いますので労働者の賃金支給の場合の諸経費差引きの問題にはならぬわけでございます。ですから、大臣が申し上げましたように給料明細書には出でこない、事業主が払うということでございます。

なお、労災保険に入つていいとか、いろいろな話を耳にするのであります。いま申しました関係で下請が入つてなくとも元請で一括して入つておりますので、保険関係は建設労働者についてはすべて成立しておるということであります。問題は、従来の制度で給付制限という制度がございまして、保険料を納めていない場合には保険給付について給付制限が行なわれておりましたが、昨年労災保険法の改正によりまして、保険料滞納の場合は労働者には法定の給付を全額行なう、滞納部分については別途それ自身に見合う保険料を徴収するというふうにいたしまして給付制限という制度を廃止いたしました。したがつて、今後保険料の滞納いかんにかかわらず労働者にとつてはますので、先生御指摘の点につきましては、労災保険についてはず問題がないではないかと思つております。

それから有給休暇を年次有給休暇のような形で考えたらどうかという御指摘でございますが、御承知のように、年次有給休暇といわれるものは一年間継続勤務した、しこうして八割以上出勤した

のである、こう思ひますので、よく検討をさして

ます。

○足鹿委員 この問題につきましては先般の質疑

で、私どもはこの点なお慎重に検討させていただ

きたいと思います。当面切実な問題は、労働基準法で定められた週休制すら行なわれていない

ります。その週に一回与えられる休日が正確に守

られておるならば、実はほとんどのこの問題は消

えるのではなかろうかというような感じを私ども

持つております。先生御指摘の出かせぎ労働者の

団体がございます。私どもは從来幾回となくお会

りました。そこでございますけれども、週休すら与え

られないということがあります。先生御指摘の根源があるやに

私は了解いたしておつたのでございますが、こ

の労働基準法の週休制を確実に守らしめる、こう

いった点につきまして私どもは當面努力を払つてしまつてありますので、この問題の根源があるやに

私は了解いたしておつたのでございますが、こ

の労働基準法の週休制を確実に守らしめる、こう

にみずから進んで、やはり西日本の声が聞きた  
い、現地のなまの姿が見たいというので、一緒に  
バスに乗って出られた。私はその熱意に非常に動  
かされたわけでありまして、そういったようなこ  
とから、県におきましても職安の予算なり調査活  
動というのについて、予算的に何とか協力態勢  
を整えたらどうか、こういう動きも出てきまし  
て、明年度からわざかではありませんが、出かせざ  
る調査費として農賃を計上してもらつておるわけで  
あります。私はこういう動きが各県にあると思う  
のであります。私はこういうことを契機にしてこの  
調査に真剣に取り組んでもらいたい。そうして、  
新しくこの職安の仕事の中に出かせき者に対する  
ウエートが相当重くなつてきておる、したがつて  
職安の機構、予算の面からも、制約があるならば  
それを除去し、新しく充実した内容に改善する必  
要があると思うのであります。これは一つの政策  
問題でありまして、事務上の問題とは考えません  
ので、労働大臣にこの点の御所信を承つておきた  
いと思います。

が、いまお話をのような問題が生じますので、われとしてはできるだけ安定所を通じて、いわゆる正常ルートで就労をしてもらいたい、こういうことでつとめておるわけあります。それがためには四十年度からは御承知のとおり出稼労務者対策要綱というものをつくりまして、出かせぎ者の台帳もつくり、一方においては出かせぎ等を使用する事業所の台帳もつくる。この間、出かせぎ者に対しても巡回指導をやるとか、いろいろのことを行ないまして、あらかじめこの出かせぎについての労働条件等についても十分これを承知をしてもらう、また、行き先においても、その条件が守られるよう指導する。こういうことをやっておるのであります。中には募集の際の条件と実際とが違うというような事態が起きて、いまお話をどのように意に満たないで他にかかる。それが次々と行なわれるによって行くえ不明者が出るということとも確かにあります。もちろん当局としては募集の際の条件、就労後の条件が違うというような場合がありますならば、就労経路のはつきりしておる場合には事業所について十分指導監督もできるわけですが、そうでない場合、つまり安定所を通じない場合にはそういうことがなかなかできかねる、こういう事情に相なつておるわけでありまして、労働省の立場から申せば、いま申しましたようにできるだけ就労経路を安定所を通じてやってもらう、それと就労地におきましても、そういう条件が異なるというような場合は、どしどし現地におきます安定所なり、現地には相談所等ができるだけ設けることにいたしておりますので、そういうところにどんどん申し出ていただきて、当局が指導しやすいように、これは出かせぎ者側にもひとつ御協力を願わなければ、なかなかその目的を達し得ないのでないかと思うわけでございます。

いう事態が一日も早く解消いたしますようになに最善の努力を今後ともいたしてまいりたい、かように考へておるわけでござります。

なお、先生も御承知のとおり、この季節的な出稼せき等につきましては、なるべくいわゆる通年雇用にいくことが望ましいのではないか、こういふことから新たに使用者側に通年作業、主として工事でございますが、そういうものができるような施策をやつてもらうことがやはり望ましい、こういう立場から今年度は新たに三億円ほどの主として冬季でございますが、冬季の作業もできるような施策を行なう向きに対し融資をしようということで、そういう融資制度も今度設けることにいたしたような次第でござります。

○足鹿委員 十分御努力になっておると思いますが、さらに一步を進めて、私が申し上げております就労条件と実地との食い違い等のないため的具体的な措置を十分講じていただきたい、このことを強く要請申し上げておきます。

次に、監督について申し上げますが、さて就労してみた。ところが出稼せき者の気持ちとしましては、なるべく帰るときにつきたくさん金を持って帰りたい。そのため残業をみずから進んでやらしてくれといふ気持ちになつておるようです。農村で鍛えておりますから、わりあいそういうことに耐久力があるわけですが、そういう点を足元を見ると、どうもこの辺に問題があるよううなっています。たとえば深夜業、仕事によつては連日夜間のみの作業をやることもありますようですが、この産業した場合でも、労働基準法にうたわれておる二割五分の割り増し賃金を払っていないところが相当あると言つておる。これに対し労働基準法に違反する行為としてどういうふうに現状を規制し、労働基準法の厳正実施をはかられようとするか、これが一つ問題だと思うのであります。聞くところによりますと、労働基準監督署は、一人で千の職場を監督官が担当しておると言つておる。ほんとうとは信じがたいような過重労働になると思うのですが、そういうところか

ら善良な意志とは別に主張かりかでてくる。それを見て、深夜業その他に対するところの基準法違反が横行する、こういうことになるうかと思ふのであります。この点につきましては、先般の予算委員会において、わが議員の質問によつて、労働大臣及び基準局長は、監督官の増員と機動性の増加に努力しておるということをございまして、これは職安とやはり一体的な関係において重要なことだと思いますが、労働基準法の厳正実施のために監督官の増員、機動性増加に対する具体的な対策、その見通しをこの際お聞かせを願つて、そうして基準法違反の絶無を期し、監督署に勤務している人々の効率の成果があり、基準法違反に泣き寝入りをすることのないようにはかりたいものだと思うのであります。この点について御所見がありましたならば承りたいと思います。

○村上(茂)政府委員 御指摘の建設労務者の就業時間、それと賃金との関係、いろいろ問題がござりますし、それからそういう実態を数の少ない監督官でどのように監督するかいろいろ問題がございます。それらの中には、建設業労働者の労働諸条件に関する問題をどのような観点から重視的に正したらよいかという点については、やりますがいろいろあらうかと存じますが、私ども一番力を入れたいと思っておりますのは、就業規則を明瞭にすること、明確にすることです。労働組合がございますれば労働協約という形で労働条件が明確にされますが、労働組合がない場合における労働条件の明確化という問題がすべての労働条件の問題の基本であろうかと存じます。そこで、事業場ごとに就業規則を作成すること、及びこれを周知させること、これが諸問題解決の前提になるのではないかというふうに存じます。

労働条件の問題の基本であろうかと存じます。そこで、監督の場合にもこの点に力を入れておるわけでございます。従来の監督実績を申しますと、年間約四万数千件の建設事業場の監督を年々実施いたしております。全体の監督件数が約二十万でございますので、その五分の一は建設関係の事業場の監督ということに実績が相なっております。過

去の監督の実績を見ましても危害防止の問題と就業規則の作成関係を中心にしておるわけであります。

そこで、先生御指摘の残業の問題につきましても、就業規則でどのようにこれを定めるかという問題があるわけあります。個々の事業場によりましてかなり事情も違うと思いますけれども、就業規則の明確化という手段を通じましてその点を明らかにしてまいりたいと存じます。

なお、深夜業の問題は女子、年少者の場合と成年男子の場合と違いますので、その点は別でござりますけれども、いざれにいたしましても労働条件が就業規則で明確にされておるということが基本ではなからうかと存する次第であります。

そのような状況下におきまして監督官の定員の増加なり機動力の増強がどのように行なわれておるかといううことでござります。昭和三十一年以後三十五年までは監督官数が二千三百八十六名でございました。その後若干ずつ増加いたしまして、昭和四十年度におきましては二千五百九十八名、四十五年度は定員の純増は認められませんでしたが、監督官への定数振りかえといったような形で二千六百八名という数字になつております。事業場の増加と比較いたしまして監督官の増加がもとより微弱でございまして、これで決して十分とは申せませんが、ここ一两年につきましては増員が非常に困難なおりからでもありますけれども、監督官については若干ではありますが増加をいたしてきましたような次第でございます。また、機動力の関係につきましては、地方の基準局、監督署に配置いたしておきました自動車は、特に監督用の自動車としてシープとか特殊な自動車を利用いたしておりますが、百二十台でございました。これを四十一年度ではさきらに四十四台追加いたしまして一百六十四台、こういう形にいたしております。もとより基準局については一般的の乗用車が配置されております。これは六十台でございます。全体の監督署の数が三百四十二でございます。それと比較しますれば半分程度にすぎない、こういう御指摘もあ

ろうかと存じます。この点につきましては東京、福島といったような地帯ではかなり交通事情が異なりますので、自動車の使用等につきましては、それらの事情に応じました措置を講じたいというふうに考えておる次第であります。

○足鹿委員 御努力になつておるようでありますけれども、二千五百九十八名が本年度予算で二千六百八名としますと、十名の増加、これは御努力の結晶とはいえあまりにも少な過ぎる。たとえば、これは大臣、政府は予算が成立いたしましたが、早期支出によつて――公共事業といいますと、ほとんど土木事業になるかと思います。それがこの大型予算によつて全国に施行された場合、労働基準監督署等の活動を要する状態が急激に増加してくるわけで、そのような実態に行政がタイミングを合わせてマッチしないということとは、私はそこにいろいろな矛盾を醸成していくことになると思うのでありますし、この点については一方的な変更でなくして、総合的な政府の施策を特にこの人間尊重の立場から対処してもらいたいと思います。十名ではこれは御努力にならぬとは言いませんが、あまりにも軽微に過ぎると思ひますので、大臣にその点特に御所見を承つておきたいと思います。

○小平国務大臣 御指摘のように、人員の増加のほうは思うにまかせませんで、はなはだ残念でございますが、政府全体として、なるべくいわゆるチーピングバメントでやつていこう、こういうことも厳格にやっておりまして、ほかの場合はほど特殊の場合しか定員増を認めておらぬわけでござりますので、やむを得ずこの程度にとどまつたわけであります。

そこで、当局側の施策としては、これももちろん思うにまかせませんが、私は単に人を増すといふばかりでなく、それでも努力いたさなければなりませんが、やはり機動力をますます増加いたしていく、こういう面により努力を払うべきではないかと考えております。

しかし、さらには申しますならば私はいわば事業主が進んで守る、こういう風潮を助長していく。これが私は一番基本的じやないかと思う。取り締まりをもつて直すなどということは、私は事業主としてむしろみずから任務を果たさぬこととなるでありますから、事業主に進んで法を守つてもらう、こういう風潮をどうしてもこれは私は強くしていかなければならぬ。先般の業者代表の会合でも、私は四十一年度のいまお話をありました公事業を特に上半期で六割もやる、こういうたためえから申しましても、それに即応した体制をつくる意味でも、業界 자체がとにかくますやつてくるれ、こういうことを強調をいたしておいたよなうなわけでございまして、この点はもちろん業界それ自体の御指導に当たつておられる建設省等にも十分御協力をいただいて、あえて取締まりをまたぬでもまず自分からやるんだ、こういうことにせひなつてもらいたい、私はようこそ考えており、その面で私どもができるだけ努力いたしたい、かようになります。

○足鹿委員 もう二点あるのですけれども、関連があるそうですから、この際ちょうど切りがいいから、関連をやつともらいます。

○栗林委員 最近産業災害が続発しておるのであります、これらの問題につきましては別の機会に質疑をし、十二分に討論をし、検討して具体的な産業災害の防止対策を樹立しなければならないと思ひます。しかし、きょうは関連質問でありますので、これら根本的な対策につきましては次の機会に譲りたいと思います。

特にきょうは、去る三月二十二日に発生しました長野県奈川渡ダム崩壊事故による十一名の慘死事件がございましたが、この奈川渡ダムの崩壊事件に関してお尋ねをいたしたいと思います。

まず、この崩壊事件によりまして、労務者は十一名死亡したのであります。この犠牲になりました十一名の方々に対しまして、及びその遺族に対して、私は深甚なる弔意を表するものであります

す。この十一名の労務者の中には、出かせき農民が五人おるのであります。内訳を申し上げますと、山形県村山市出身の者が三名、宮城県河北町出身の者が二名、以上五人であります。特に宮城県の今野哲夫さん、今野義之さん、の二人は一月までは郷里で働いておりましたが、四月になれば再び郷里に帰るという約束のもとに、二月の七日にこの崩壊しました現場に就労したのでございます。働いてからわずか一ヶ月余りでこれらの災厄に遭遇したわけでありまして、まことにお氣の毒にたえざるところであります。つきましては、この際、これら十一名の犠牲者に対する労災補償の手続はどうなつておるのか、さらに法律以外の道義的な立場においての下請である松井建設、元請である鹿島建設及び発注者である東京電力等が、どの程度の弔慰の方法を講じてくれたのか、これらの点につきまして、ひとつ御報告願いたいと思ひます。

それからもう一つ、この事故の発生の原因並びに経過等につきまして、簡単に御報告をお願いいたしたいと存じます。

○村上(茂)政府委員 御指摘の東京電力安曇水力発電所及び奈川渡ダム建設工事における災害は、三月二十二日午前七時二十分ごろ発生したものでございまして、災害の種類といたしましては、土石崩壊災害というふうに判断いたしております。御承知のように、この事業の元請は鹿島建設であります。が、松井建設がこれを下請いたしておるわけであります。災害防止の関係につきましては、元請の鹿島建設安曇出張所長が統轄管理者となり、安全管理者を九名置く、また下請の松井建設におきましても安全管理者を置くというような、安全管理体制につきましてはかなりの努力が払われておったよう存じます。しかるにこのような災害がいかにして発生したかということにつきましては、現地の気象状況等の影響もございまして、連日の積雪地における雪または雨の交亘の降雪、降雨があり、それが地盤に影響を及ぼしま

して、従来現地に土石落<sup>ハ</sup>下の場合の金網その他事  
故防止をいたしておりましたけれども、土石落<sup>ハ</sup>下  
という現象よりも、むしろ地すべりとでも称すべ  
き現象が起<sup>ヒ</sup>こりまして、従来設置いたしておりま  
した石などの落下防止の措置では十分でなかつ  
た、地すべりを起<sup>ヒ</sup>こしまして、それによつて多數  
の労働者が生き埋めとなり、死亡<sup>シテ</sup>したということ  
でござります。

この災害発生直後、災害対応としていたしましては現地の局長、所長を派遣いたしましたと同時に、本省からも安全専門官を派遣いたしまして、調査に当たつたわけでございます。

存じますので、省略いたしますが、補償関係について申し上げますと、労働者一人当たりの平均補償額は六十三万四千円。もちろんこれは年金でございますので、年金の総額ということではなくて、前払いの場合を想定した金額でございます。この合計額が六百九十七万六千九百円となつておりまして、補償費支給については別段問題はございません。しかしながら、先生御指摘のようだ、元請会社といい、関係発注事業場といい、相当大きな、いわゆる大手筋の業者が関係しておるのでも、法定補償費以外に見舞い金その他社会的な補償と申しますか、そういう点について十分な努力がなされておるかどうかという点についての御指摘であろうと存じます。

○栗林委員 人命は金にはかえられない問題でありますけれども、しかし遺族に対する最大の弔慰典平均十万五千円、合計三十万五千円の金額が各井建設から十万元、鹿島建設から十万元、別途香川建設から十万元であります。

の方法は、やはり丁重な見舞い金等がその役割を果たすものだと思うわけであります。この際法定補償費につきましては法律で認められておりませんから、それに基づいてこれは遺憾なく措置されおるものと確信するものであります。またそれを上げるのではありませんが、問題は法定補償以外の道義的な問題でございます。ただいまの局長の御報告によりますと、直接雇用しております下請の松井建設が十万円、元請の鹿島が十萬円、発注者である東電が十万五千円、こういう御報告であります。しかし法律で定まっておるもの以外のものでありますから、権利義務の関係で申し上げるのではありませんが、二月十六日名古屋に発生しましたあのタンカー事件、この際における下請元請、発注者の犠牲者に対する道義的な見舞い金等に比較しますと、これはあまりにもひどい措置ではないかと考えられるわけであります。名古屋事件の際には下請の明星工業は十萬円、これはあとで幾らかプラスされたはずであります。しかし元請である石川島播磨造船所では七十万円見舞い金を出しておるのであります。しかもも発注本社であるブリヂストンではやはり五十万円、という弔慰金を見舞い金として遺族に差し上げておるわけであります。先ほども申し上げましたように人命を金銭で論ずることはできません。でまかせんが、法律上の責任があるないにかかわらず、道義上の立場から石川島は七十万、発注本社は五十万、労働者にとっては大金であります。こういうう用慰金を靈前に供えてくれたのであります。金額を論ずるならば、多い少ないという議論がまだありますけれども、この名古屋のタンカー事件に對処した下請、元請、発注者であるこれらの会社の道義的な措置に比べますと、今回の奈川渡ダムの法定外補償の道義的な問題につきましては納得がいきかねるのであります。経済力がないというのであるならば、これまた別問題であります。島と資本関係において事業関係において甲乙はな

いはずであります。発注者である東京電力も、これまで独占企業であります。しかも、公共性のある独占企業であります。してみれば、経済能力は十二分にあるのであります。したがつてこういうような現場における事故災害の場合には、もつと使用者としての道義的な責任を感じてもらいたい、これはそういう責任のある措置を講じてもうしたいと思つのであります。しかし法律に定つてあることではありませんので、これらのこととは行政指導の立場から労働省あるいは出先の基準局が中心になつてお世話をしてくれなければ、これら災害者の遺族は泣き寝入りになるではありませんか。私は法定外の補償につきまして、もつともっと真剣に積極的に労働省及び基準監督局は、これら元請及び発注者に対し話し合いを進め、さらに深甚なる弔慰の方法を講ぜしめるよう御配慮を望むものであります。この点に関しましての大臣、局長の御決意をひとつ承りたいと願います。

片方に労災保険というものがあるが、これは申しあげるまでもなく、万に備えて全額を事業主が負担してやっているわけでござりますから、当局の立場として、どこまでも幾ら幾ら、こういうことまで申すのはいかがか、こういうふうに私は考えております。

○栗林委員 法定外の弔慰金につきましては、法律で規定されていることではないのですから、したがってお話し合いもしにくいと思います。しかしこれを話してくれるのはほかにはおらないわけです。結局は労働省が行政指導という立場から、ういう話し合いを持つことは可能だと思いますので、どうかひとつ遺族の立場に立つて、もつと道義的な責任を感じしめてもらいたい、もっと深甚なる弔慰の方法を講ずることになりますように、一そうの御配慮をお願いしておきたいと思います。

時間がありませんから最後の問題をひとつお尋ねしてみたいと思いますが、この崩壊事件は、私は現地を見てまいりましたが、これは事前に予知のできる崩壊事件だと思ってまいりました。この点については、局長はどう見ておられるか。どういうような報告が寄せられておるのか。不可抗力であったのか、事前に予知のできる災害であったのか。この点をひとつ御答弁願いたいと思います。

○村上(茂)政府委員 ただいま手元に詳細な報告書を持ってきておりませんが、私が現地からの報告その他を得まして判断したところによりますと、いわゆる法違反があったかどうかということは別にいたしまして、事故数日前までは作業をしておらなかつた。しばらく休止しておりましたところのものを、久しぶりで作業を再開した。ところが雪がまだ若干残つておる。しかも雨が降つた。かつ地質は非常にろくろい地質でありまして、地すべりがあるかもしらぬということは、万が一のこととしては考えられるわけであります。したがいまして、原因としては、そのような天候及び地質に關係のある事項でございますけれども、地

盤のゆるみがいに対する注意とか、さらには必要な退避の準備であるとか、急には急を入れてやつたならば、あるいは崩壊があつても、労働者はその場から退避できたかもしれない、こういうことを言えるかと思います。ただ、しかし、それが法違反であるかどうか、あるいは過失があつたかどうかという点になりますと、急には急を入れといふ配慮が足らなかつたかもしませんが、社会通念上必要とされるような準備と申しますが、用意はしておつたのじやなかろうか。ただ、たまたまその災害が起きました時点における就労体制が、その崩壊した土砂の上部に見張りを置くとか、下にも置くという作業配置体制が完成しない前に地すべりが起つた、こういうことであります。完全作業体制についておつたならば、あるいは退避ももとと迅速にいつたのかもしれない。ところが、いま申しましたように、監視その他の体制がまだ整わない前に事故が起つてしまつた、こういうような関係にあるわけでございます。現に、一人助かりました労働者のときは、たまたま道具をとりにいったその間に事故が起つて助かつたというように、まだ作業に着手する完全体制ができておらなかつた、こういうような間における事故でございます。したがいまして、過失ありやいなや、労働基準法の違反ありやいなやという点については、消極的に解せられる条件がむしろ多いと存じます。しかし、今後の災害防止の観点から見ますと、非常な教訓を与えるものと私ども考えまして、今後の災害防止の指導につきましては、この教訓を生かしまして、さらに努力をいたしたいと思います。

○栗林委員 法違反の疑いはないようだというお話ですが、これは私は見解を異にしております。それよりも、法の問題よりも、私はこの災害を事前に予知することができたかできなかつたかという問題を提起しておるわけです。

この際お尋ねしますが、昨年この崩壊した山の隣接の山、これは統いておる山です。その隣接の山に大崩壊事件が発生したこと、局長は御存じで

○村上(茂)政府委員 その大崩壊事件と申しますか、あるいは私どもが承知いたしておりますのと違ひかもしませんが、その地盤自身はもろい地質であつて、くずれやすいということは、私ども報告を聞いて承知いたしております。したがつて、それあるがゆえにこそ、金網を張りましたり、あるいは傾斜地の表面で鉄線でおおつたり、そういうた処置を講じておつたという点から見ましても、崩落の可能性は予想されておつたというふうに思われます。ただ、その崩落が単なる土石落とといったような程度をこえまして、むしろすべりというよな形で起つたというところに、関係者の予測をこえた原因がそこに発生したというふうに私どもは承知しておるような次第でございます。

○栗林委員 これは崩壊した山の隣——これは同じ山ですよ。その山は昨年大きな地すべり的な崩壊事件がありました。そのため、この山に対しては非常に具体的に密な防止、土止め対策が施工されました。ですから、少しきらいの崩壊事件が起きててもこれはびくともしない、そういうよな防止施策が完全にできてるのですよ。これは昨年崩壊したものですから、幸いに人命そぞりますけれども、しかし、崩壊事件としてはかなり大きな崩壊事件が発生したわけんですよ。その他には大きな損害を与えないで済んだ事件ありますけれども、そういう施工が完全にできておりました。それと同じ山なんですよ。しかも、この山の土質は非常に悪い。地層も悪い。常に山自体が動いておるといわれているほどの土質の悪い山であります。それと同様に山なんですよ。しかも、このような隣接の山に大きな崩壊事件があるのですから、したがつて、同じ山なんだから、当然大きな崩壊事件が発生するということは、ちょっと注意をするならば、私は予知することはできたはずの

ものだと恩うのであります。それにかかわらず、なるほど金網は張ってあった。くいも打つておいた。しかし、これは崩壊を防止するための防止壁ではないであります。石が落ちるとか岩が落ちてくるとか、そういう落石を防止するためのそういう防止網でありまして、山くずれを防ぐことができるような、そういう強靱な防止施工ではないのであります。私の言いたいことは、昨年発生した山にそういうような崩壊事件があったのだから、当然いまの山にもそういう事故が発生するであろうということは、これは予知することができるわけなんです。それを使用者側が、金がかかるところで、それでこの施工をサボつておつた。この責任を私はどこまでも追及しなければならないと思う。ただ、時間がないから日本はこの程度でやめますけれども、この責任は私は重大であるうと、思うのであります。法律上のことにつきましては、労働安全衛生規則の百六十六条规定、「崩壊の原因となる雨水、地下水等を排除すること。」といふことが明記されておるのであります。この事例の発生は三月の二十二日だ。前日まで、雨が降つておる、気温が高くなつたというので、土の状態、山の状態が非常に悪いといふので、危険のため作業を休んでおる。その次の日はたして好天であったかどうかという点です。なるほど気温は若干これは下がつております。前日のような雨は若干やんでおります。しかしながら、やはり天気が悪い。雨も降つておつた。そこで私は、百六十六条の「崩壊の原因となる雨水、地下水等を排除すること。」という明記があるのだから、前日来降雨たまつた雨水が完全に排除されておつたかどうかというのを確認をしたらどうかということです。百六十六条の第三項に明記されておるのであります。

か。こういう点について法違反の疑いが十二分にあるものと私は指摘しておきたいのです。その法律論よりも、昨年隣の山がくずれておる。同じ山であるし、土質 地層とも同じであります。したがつて、隣の山と同じような崩壊事件が発生するということは十二分に予知することがであります。それにもかかわらず、わずか、落石を防止する程度の防止網しか設置しておらなかつたということは、安全管理の面においても、使用者側の怠慢といわざるを得ないと私は思うものであります。

私は、この点につきましては別な機会をお願いいたしまして、産業災害を完全に防止するという立場に立つて、これらの問題をひとつみんなで検討いたしてもらいたい、このよううに考えるものでございますが、以上の質問で私は終えますが、これに対しても、ひとつ当局の御答弁をお願いしておきたいと思います。

○村上(茂)政府委員 現地にお出ましいただきましたとして、非常に綿密な御調査をいただいておりますから、あるいは私より先生のほうが実情をよく承知しておられると思います。ただ、お話しの点は、崩壊の危険がないだらうというのでのんびりして作業をやっておつただというのじゃなくして、御承知のように、すでにコンクリート打ちをやりまして側壁をつくっておつたこと自体が、崩壊の危険があるということを予知しましてそういった土どめのコンクリート打ちをやつておつたわけであります。それを逐次延長しておつた工事でござりますので、大崩落があつた、しかるに全然それを考えずに作業をやっておつたということではないのです。やはり全体としてのその地盤の崩落を防止するためのコンクリート打ち工事を進めておつたときの工事であるわけでありますから、そういうたつ危険性は予知できるわけであります。そのための作業進行中におけるいろいろな配慮という点につきましては、やり方がいろいろあるうかと思います。ただ、作業がだんだん上部に上がつてまいりまして崩壊を予想するにいたしまして

—

も、一番下部の底部の部分の作業と、だんだん上に上がつてまいりました際の作業の状態というものはやはり違つておるだらう、と思います。勾配のとり方その他につきまして問題があり、設計変更をしたという事実もありますことは先生御承知のとおりかと思ひます。そういう意味におきまして、一般的な注意は払つておつたよりに私どもは聞いているのでござります。

的に入らしていただきたいと思います。  
要するに、労政と農政とでも申しますか、その  
上さらにはいろいろな関係省に関連をする、きわめ  
て複雑なこの出かせぎ問題というものは、方々に  
政策の盲点といいますか、断層といいますか、そ  
ういうものを含んでおるよう私は考えるのであ  
ります。そこでこれは労働、農林両大臣に御要望  
申し上げるとともに、御所見を聞く所存でござい  
ましたが、とりあえず労働大臣に結論を申し上げ

まして、地下水の処置なり雨水の処理といったよ  
うな点についてどうかということござります。  
これは、私よりも先生のほうが的確な御判断をな  
し得ると思いますが、あのような傾斜面におまき  
して、あるいは地下水と称するか、あるいはどう  
いうふうな理解のしかたをするか、あそこには地  
下水排せつの施設をどのように講ずるか、あるいは  
は講ぜしめるかといったような点については、私  
ども、専門的でございますけれども、その点に  
ついて法違反があると判断するにはやや専門的な  
研究を要するだらうとさうふうに存じます。しか  
し、先生のせつかくの御指摘でございますので、  
そういうたった点についてもさらに検討をいたしたい  
と存ります。

午後一時五分開議  
○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

質疑を続けます。足鹿覺君

○足鹿委員 私は休憩前に引き続いて、税金の問題、出かせぎ者の健康の問題、出かせぎ者の留置家族援護対策の問題等について具体的にお尋ねいたしたいと思っておりましたが、労働大臣が重要な所用のためにぜひ中座をしたいと言われますので、結論を先にして、ちょっと私の気持ちでは何ういがからぬのですけれども、御都合があるうですから先に御質問申し上げて、逆に今度具合

的に入らしていただきたいと思います。

対策を講じておられるることは私も認めておりますが、激しく流動するこの実態に備えた対策といふものはばらばらであり、一種の官厅のセクションリズムも手伝って、総合性を欠いておると思うのです。そういう点から私はこの際、労働省は出先の労働問題が主である、農林省は帰つてたときの農業経営を自分たちは担当するのである、また文部省は青少年の教育問題を別個に考える所以である、こういうようなことでは、この出かせぎ問題に端を発した農村地域社会の変貌に備えて行政の総合効果をあげることは不可能に近いのではないか、かように憂えておるものであります。が、この点について先日私は農林大臣に、この出かせぎ問題を中心に取り組んで関係省と緊密なる連絡体制をとるために、関係閣僚協議会のようなものが必要ではないかということを申し上げましたところが、何か意外にからだをかたくしてほとんど期待した答辞もなきらなかつた。そんなにからだをかたくしないで、もっと柔軟な彈力的な態度をもつて対処される必要があると私は思いますが、特に先日來の質疑を通じてこのむずかしい問題とともにかく懸命に取り組んでおられる労働省の努力を私は多としたい。したがつて、この問題について少なくとも労働、農林、厚生、文部、言うならば自治も関係するでありますようが、これらの点については質問が進んでおりませんので、結論だけで御納得しにくいと思いますけれども、総合的なひとつ出かせぎ対策というものを打ち立てていただきたい。それはやはり現地でこの出かせぎ問題と取り組んでおられる労働省のいわゆる今日までの姿勢、具体的な施策ということについて、私は質疑を通じて理解ができましたので、特にこの点について、労働大臣であり、かつ國務大臣の立場から総合的なこの問題との取り組みを御努力願いたいと思うのです。たとえて申しますと、これはいろいろな問題がありますが、農村では、文部省が所管しておりますが、幼稚園なんといふものは、これはもう考えてみるだにやばたいことなんです。幼稚園どころか託児

所もない、保育所も、あつてもなかなかか者会のよう、に九千円も月に出して、其かせきをやつておる家庭のようなわけにまいりません。それどころか、もううくしたような年寄りが幼い子供の守をして、そして上の中学校あるいは高等学校に手が届くか届かぬ娘が家畜の世話をし、そして子供たちのめんどうを見、年寄りのめんどうを見ながらまた自分もみずから農業をやっておる。おとうさんもおあさんもおらない。またおとうさんがおらなくて母が中心となっておれば、勢い子供の教育ということについては身が入らない、こういう状態になつておるわけでありまして、こういう場合には少なくともこれに対応するためには、やはり私は保育所、託児所、少なくとも農繁期ぐらいにおいては総合的な立場から各省が協力して託児所くらいは設けてしかるべきなんです。にもかかわらず、何らそういう動きはないのです。あとで農林省にお目にかけますが、あなたの方のやつたことがいかに冷淡しこくであるかということは申し上げますが、とにかく調査、調査に日が暮れて、具体的な施策というものが伴つておらぬ。これに対しても、ただ一人大臣として御出席を願つておりますので、ひとつ國務大臣という高い角度から総合的な対策について今後どう取り組まれるか、その姿勢について御所信をこの際承つておきたいと存じます。

るわけでございます。しこうして、このことは、また単に留守家族といろいろ連携をとり、あるいは御相談に応じ、御指導を申し上げるというばかりでなく、出かせき労働者の働いております地域におけるまた協助員を通じまして、出かせき者と留守家族との連絡を密にするよう指導をいたす。特にこの点は、四十一年度におきましては重点を置いてやりたい、こういうことで、たとえば具体的にカードシステム等も採用いたしまして、両者がふだんにおいてできるだけ密接な連携ができるようにお手伝いをいたしてまいりたい、こういうことを考えておるわけでございます。いまお話をございましたように、いろいろこれは家庭生活の面から、あるいは留守を守られる婦人の方々の労働強化の問題もございましょうし、あるいは子弟の教育の問題ももちろんございましようし、各般の重要な問題がそこから派生をいたしておるわけでございまして、これを御指摘のとおり総合的に国政の上で取り上げるということは当然必要なことだ、私どもも日ごろからさきのように考えております。そういう点から労働省といたしましては、近く御審議をわざわざすることになつております雇用対策法におきましても、その中で雇用対策の基本計画を立てることになつておりますが、その一つの柱としてやはり出かせき問題というものを総合的に取り上げまして、もうもうの施策を策定いたしてまいりたい、かように考えておりますし、また婦人の労働問題、これは直接は職場に出る婦人の方が主になるかと思いますが、そういう点から多くの問題をやはり取り上げべきであるという御意見もございますので、その面からもぜひ取り上げていきたい、かように考えております。いずれにいたしましても関係する役所が非常に多いわけで、これがお互に十分連携をとつて行政を進める、施策を行なうということが当然必要なわけでございまして、従来からもことに労働省としては農林省ともできるだけ連絡をとつてまいったわけでございますが、せっかくの御指摘でもござりますから今後さらに一そう緊密な連携をとりまして御趣

旨に沿うようにつとめたい、かようにも存じます。  
それから、私はこの点もよく今後関係各省で研究してもらわなければなりませんが、いわば行政の守備範囲とでも申しますか、どうもそういう点が明確を欠いている面もあるのではないかといふ氣もいたします。ですから、各省で協議をして総合的に施策を進めるという前提に立つて、しからば各省が一体どういう範囲のことを責任を持つてやるかというような点もできればむしろ明らかにして、いわゆる突っかけ持ちと俗に言われるようになることでどちらに責任があるのかわからぬような状況で進めるということはかえって徹底を全くのじないかという気も私はいたしますから、その辺のところもひとつあわせて、これは事務的にも十分検討を要しましようから研究をしてもらつて、私どもとしては御趣旨の線に沿うようになつて、今後とも努力をいたしたい、かように考えております。

○足利委員 それでは時間も迫つてきましたので、大臣にお引き取りを願いまして、関係当局に簡潔にお尋ねをいたしますので御答弁願いたいと思ひます。

私の県にもそういう事例がございます。また部落で何人以上は出かせぎに出るなという決定をする、これは雪おろしに困るからそういう決定をしてこれを食いとめようとしておるところもある。したがつて、手間を食いますから村の世話やきや消防団になり手がない。こういう状態の中にあっていき災害というような場合には一体どうするか、これは重大な社会問題を惹起する要因があると思うのであります。そこで、この消防団や村の世話やきを有効化していく、そして定着をさせていく。仕事を与えると同時に災害、火災その他天変地変に即応しても遺憾なきを期するというような段階に達しておるのではなかろうか。現在の消防体制等で消防庁はよろしいとお考えになつておりますかどうか、この点をお聞かせを願いたいと思います。

それから関連しておりますのでこれは労働省事務局にお尋ねをいたしますが、労働省の失対事業の賃金の地域ごとの基準につきまして、今度失業保険法の一部改正の法律案が提出をされる機会にでもまた触れたいと思つておりますけれども、つまりpmを是正して地元への事業に従事して生活ができるよう、したがつて都市との格差を解消していく、ということが私はさしあつて必要ではないかと思うのであります、そうすることによって出かせぎを最小限度に食いとめてこれを地場へ定着させていく、いろいろなことが考えられると思うのであります。この点についてどういうふうにお考えになつておりますか、これは労働省事務局にお尋ねをいたします

それからこれは文部省へお尋ねをいたしますが、出かせぎという不自然な形によつて留守家庭、特に出かせぎ家庭の子弟に大きな影響を与えておることはお認めであろうと思ひます。特にこの出かせぎ地帯は奥地山村が多いわけでありまして、夫婦とも出かせぎに出ている場合が多いのであります。先般の西日本大会に私も列席をして親しく出かせぎ者の諸君とも語り合いましたが、大臣に選ばれた一人の中には婦人も含まれてお

高等学校の間の子供たちによつてささえられてゐる。先ほども申し上げましたように家畜にえさをやつたり親がわりにきょうだいのめんどうを見るというようなことからどうしても長期欠席が起きてくる。いわゆる都会でかぎつ子問題が起きるとマスクミは大問題のようにこれをとらえますが、最近における農村のこういう氣の毒な実情というものに対しても、問題が僻地であるためにあまり取り上げられない。また残念ながらそういう間にあっては非行の原因も忍び寄つてくると思います。こういう状態の中で文部省局はどのように実態を把握しておられますか。特にこのような残された子供たちの家庭教育、義務教育の面、つまりいうならば社会教育を含めてどのように対処されようとしておるか。農村は民族の苗しちだとかあるいは子供は国の宝だと口先では言つておりますが、現実の農村の子供たちはそういうことはかけ離れたむさんな状態にござります。特に最近農繁期が迫つてしまいますが、乳幼児が川へ落ちて死ぬる、あるいはため池へ落ちて死ぬるという事例はもう枚挙にいとまがありません。全く手の届かないところで投げやりになつておるわけであります。それが成長してもほとんど家庭教育らししいものは受けられない、学校へもろくろく行けない。こういう状態の中に民族の苗しちも国の宝も私はないと思うのです。そういうことに對して文部省はどうのうに対処されようとしておりますか、これをこの際明らかにしていただきたいと思います。

慮をいたしております。いずれも適切な措置だと  
思つておりますので、自治省としましてもこれら  
の関係県とよく話し合いまして指導助言いたして  
まいり、前向きに対処してまいりたいと思つてお  
ります。

なお、先ほど、先生、総合的な施策というふうにおっしゃいましたが、自治省としましては、地方行政連絡会議、これは、国の出先機関の長も入つてもらいまして、関係事との間でもつていろいろ協議いたす会議でございますが、こういうような会議を通じましても出かせざ問題について積極的に考えてまいるよう有助言いたしてまいりたい、かように考えております。

川合政府委員 消防団の問題に關連いたしましての消防組織の問題でございますが、私のほうは、二年ほど前から、一定の都市に対しましては消防本部、消防署の義務設置を法律で規定いたしております。しかし、お察しのように、先生御指導のような地帯はまださような義務設置という段階でございませんで、数で申しますと全国で六百をこした程度でございます。したがいまして、御指摘のような問題の地区でござますが、消防団の中におきましても、常備体制、かようなことで消防団の常備部の設置を勧告しておりますところもございますが、一定の市町村でございますが、常備部とまでいかなくとも、常勤体制、まことに常勤制による常勤本部をとるよう、かせ

うな指導をいたしておる次第でございます。  
○有馬政府委員 失対賃金の都市部と農村地域との格差の問題でござりますが、これは御指摘のように現在七割程度の格差がございます。實際、屋外職賃の実勢を見ますと、最近の傾向といたしましてはこの格差が多少開きつあるというふうな実勢がござりまするけれども、この四月から実施いたしておりますことしの失対賃金の地域別の賃金額は、この実勢を多少修正をいたしまして、格差が開かないように措置をいたしました。全国の平均では一二%の上昇率でござりますが、東北、九州、山陰、四国、こういったところは大体

市部は平均値を多少下回る、こういうふうな措置をいたしまして、格差はできるだけ縮小をしていこう、こういう措置をいたしたわけでございます。もちろん、先生御指摘のように、失対賃金の格差縮小だけでこの問題は解決するわけではございませんので、やはり地域の格差をいろいろな面で修正をしていかなければ、出かせきをそれぞれの出身地域で吸収するということはできないと思ひますので、それらのことについても十分今後検討してまいりたい、かように考えております。

○西村説明員　夫婦共かせぎ等による長期欠席児童の実態でございますけれども、総体を申し上げますと、昭和三十九年度で長期欠席児童は十万人強になっております。そのうち、特に貧困によるものという者は、小学校で二千七百八十七人、中学校で八千四百八人などということになつておりますが、一万一千百九十五人が貧困による長期欠席となっております。そのうち、特に農村関係がどうなつてゐるかという点は、精密な調査はございませんけれども、各県別に見ますと、たとえば北海道でありますとか、青森、岩手、茨城、栃木、千葉、奈良、和歌山、徳島、長崎、宮崎あたりが従来もたいへん長期欠席の率が多いということになつておりますが、最近の情勢もやはりそこに反映しているのではないかというふうに考へるわけでございます。むしろ長期欠席、これは連続五十日以上欠席している者を長期欠席としているわけでございますけれども、さらにもう一つ問題は、長期欠席でなくても出席の状況が常でないそういう者はかなり見られるわけでありますて、程度の差はございますが、都道府県の調査によりますと、児童生徒のうち大体一〇%ないし一五%が親がいないためにたいへん就学のために困難を感じているというような数字が出ているわけが多いわけでございます。國が四十五億、地方を合

りまして、内容といたしましては、学用品を購入するとか衣料費でありますとか給食費でありますとか修学旅行費でございますとか、宿舎費、そういうふたうなものをそれぞれ段階に応じて給付をしているわけでございまして、その際に、農村関係におきましては、状況が一様でございませんので、特に必要とするところにたくさんその金額が配分されるというふうな措置をとっているわけでございますが、現在の状況にかんがみまして、やはり農村関係における共かせぎ、そういうふうなところになるべく配分するように、実態に合わせるような努力が必要であろうかと思います。なお、乳幼児等が保育にかけてめんどうを見る者がない、そこで災害を受けるというふうなことを御指摘になつたわけでございますが、乳幼児関係になりますと幼稚園・保育所の問題になります。幼稚園だけでもなかなか負い切れない問題でござりますので、厚生省とも十分連絡をとりまして、保育所において保育するかたわら幼稚園教育もできるということで教育の機会を確保するというふうな措置もとつてあるわけでございます。なお、また、家庭に入りまして十分めんどうを見ることがができるような措置を社会教育関係のほうでとつておられますので、社会教育の一環として青少年教育課長のほうからさらにお答えいたします。

○石川(智) 説明員　ただいま御説明したほかに、私ども社会教育で、学校外の問題として、俗に言つておりますかぎつ子の問題でございますが、留守家庭の児童の予算を本年度から五千万円計上していただきまして、これは市町村教育委員会が中心になりますて、いわゆる学校の緊張から離れてうちへ帰つてたまごと申つても受けてくれる人がいない。それが原因になつて情緒形成上いろいろな問題が起きまして非行の問題を生んでおる。御指摘がございましたように、そういうふたうな問題は一応教育上見ていられないといううたでまあ、予算はだいぶ組んだわけでございますが、一応二十万の定額、十五万の定額、約三百カ所の市

町村の補助金ができ上がりましたので、この配分にあたりましては、いわゆる都会の団地のかぎり子だけを私ども相手にしているわけではございませんし、特に農村からは出かせぎの家庭にも配分してくれという非常に強い要望もございますので、実情に合わせた上で——三百カ所で決して十分だと思っているわけではありませんので、この三百カ所を中心にしてどういった問題があるか、今後の予算の組み方なりあり方なり、三百カ所全部について十分研究させていただいて、四二年度以降の材料をとりたいというふうに考えておりますので、先生の御趣旨に沿いまして、配分上の問題につきましても、出かせぎの市町村に配られるよう交付いたしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○足鹿委員 それぞれ御答弁いただいて、もつと深めたいのであります、時間がありませんから、私だけ独占しては申しわけありませんので、先へ進みます。

が、公共事業、土木事業が本年度の上半期に半分以上早期支出になるというお話を先ほどもありました。それは別に悪いことは思いませんが、通じて冬季間における現金収入の道をはかつていくためには、農林省等とも連携を保って、農村の公共事業を特に大幅に興して、そこで出かせぎを未然に防止して、現金収入の道を与えていく。そういう観点から土木公共事業の取り上げ方といふことが必要な段階ではないかと思うのであります。が、この点について何らかの措置を講ずる御意思があるかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、農林省には普及部に生活改善課というものがある、労働省には婦人少年局がある、厚生省には児童家庭局というものがある。この三つのほうから総合的に御意見を承りたいのであります。が、少なくともいまのこの機構というものは新しくできたものもありましようし、また古くからあるもののもございましょう。古くからあるものにつ

いでは相当改善も加えられておると思います。新しい時代に即応してできたものはこれからいろいろと企画されるであります。が、今までの質疑応答をお聞き願つておつて、この激動しておる農村地域社会に対応する行政として、三省共通の何か一つの総合対策というものがござりますか。私の見るところでは、農林省も炊事の共同化の問題であるとか、あるいは家庭生活の改善の面で台所の改善の問題であるとか、あるいはいろいろな面について手を打つておられることは知つておりますが、打つ相手がもうへとへとなつて手に負えない状態になつておるにもかかわらず、それに生活改善を説いてみたところで、根本がぐらづいておるわけでありますから、受け入れられる余地は私はないと思うのです。問題は、そのことは同時に厚生省の児童家庭局にも言えるし、労働省の場合にも當てはまつておるのじゃないかと思うのです。これは私、労働行政はしろうとでありますわかりませんし、厚生行政についてもしううとでありますからよく断定はできませんが、同じ条件じゃないかと思うのであります。したがつて、この都合のかぎり子問題といい、農村におけるかぎを持たない氣の毒な子供たちの問題とといい、これはあわせて各地域社会におけるところの母子福祉の問題に結局帰一してくると思うのであります。その新しい農村社会の変貌に備えてどう対処されていこうとしておるか、厚生省、農林省、労働省のそれぞれの所管の立場から御所見をこの際お聞かせをいただきたいと思います。

て、できるだけ冬季における事業もやっていきたい。最近は道路が発達いたしまして、冬は雪のため、交通途絶という状態が、だんだん除雪作業をいたしまして、冬季においても交通が維持できるということにいたしておりますので、除雪作業等によりまして農村の労働力の活用をはかつていきたい。

あるいは児童館、こういった児童の厚生施設を設けまして、そういう仕事やりやすくする。また子供の問題につきましても、安全な健全育成といたしましては現在三つの対策を考えております。

か、そういうふたものを、特に一年以上も生死がわからぬといふような留守家庭につきましては適用するというような方法も講じております。また、母子保健の問題につきましては、確かに、労働の問題からいたしまして、妊娠婦、乳幼児に対する援助のしわ寄せがまいっておりまして、そのため母子保健の強化をはかつてまいります。また、非常に地域差という問題もあるわけでございまして、地域の実情に応じた援助ということを、今後十分検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○高橋(辰)政府委員 農労省の婦人少年局といなしまして、農村婦人、特に出かせきの留守家庭に対する対策として行なっておりますことについて御説明申し上げます。

また、児童館と申しますのは、主として学校を通っている子供の遊び場所または勉強する場所として、各地につくつておるわけであります。こういった児童の厚生施設を設置いたすことによりまして、母親の就労または児童の健全育成というのに努力をいたしております。

それから第三番目は、地域連帯の養育と申しますか、地域の母親クラブあるいは親の会あるいは子供会、こういったものを育成いたしまして、こういった家庭が孤立しないように、またお互いが助け合うというような気持ちでやつていただくことがあります。

それから最後に、第四番目としましては、残された母子家庭を申しますか、そういったところの生活の援護の問題であります、これにつきましては母子福祉賃付金とかあるいは児童扶養手当と

問題の対策を進めることが、労働省の婦人少年局における任務となつてゐるわけでございます。そのような立場から、農村婦人につきましては、かねてから非常に大きな関心を持ちまして、諸般の施策を進めてまいつたわけでござります。特に、戦後間もない時期におきましては、農村の婦人の地位というものが、いわゆる非常に封建的な体制の中では、非常に隸属的な暗い人間関係の中に置かれているというような問題意識で、これの啓発についてとめてまいつたわけですが、近年の農村の急激な変貌に伴いまして、問題の所在も変わってまいつたというふうに私ども考えまして、特に近年は、この激しい変動の中にある農村、そこにおける婦人の生活ということに焦点を合わせて問題をとらえ、対策を試みているわけでござる。

第一類第七号  
社会労働委員会議録第十七号

昭和四十一年四月五日

昭和四十一年四月五日

具体的に行なつております施策といいたしましては、まず調査活動がございます。先ほど先生が御指摘なさいました昭和三十六年における農村婦人の調査、これもただいま申し上げましたような問題意識で、この変動する農村社会において、婦人の生活がどのような影響を受けているかという点について明らかにいたしたい、このような趣旨で行なわれたものでございます。また特に、近年はそれらの問題がいわゆる出かせぎという社会現象に集中してまいつたように見受けられますところから、昨年の十二月、農村の出かせぎ家庭の調査を実施いたしました。これは青森その他十六のいわゆる出かせぎ者の送り出し県におきまして、それらの出かせぎ者の留守家庭の調査を行ないまして、さらにまた、それらの家庭から出かせぎに出ている出かせぎ者をその稼働先に追跡いたしまして、面接調査を行なう、この二段がまえとおりました上は、そこでいろいろ明らかにされ、留守家庭のほうと出かせぎ者のほうとを調査いたしまして、ただいまその結果を取りまとめ中、このような段階でございます。この調査がまとまりました上は、そこでいろいろ明らかにされました問題につきまして対策を進めてまいりました、このように考えております。

それからまた連絡調整活動といいたしまして、特に三十九年度から、この出かせぎ問題をめぐりまして各地方——婦人少年局の出先が各県にございまして、婦人少年室というのがございますが、この活動を通じまして、関係機関あるいは農村婦人の団体等に呼びかけいたしまして、農村婦人問題連絡会議というものを開催いたしております。そしてそれらの各地域におきます具体的な問題の把握ということを試みますとともに、関係機関相互の連絡といふことの一助にもしているわけでござります。

それからまた、具体的な援助活動といいたしまして、先ほど大臣も触れられたところでございますが、私どもの出先であります婦人少年室に協力、援助をしていただく民間人の組織といいたしまして、婦人少年室協助員という組織がございます。

これらの方々を特に四十年度から千名増員していただきまして、農村地区に配置いたしました。それらの方々に、特に留守家庭につきまして情報をあわせていたい、このような仕事をお願いして今日に至っております。これらの方々は農村地域における有識の方々でございまして、この方々が御相談の地域のそれら出かせぎ留守家庭に対しまして、具体的な生活の相談に応じ、また必要な機関へ紹介を行ない、あるいは出かせぎ先の夫への手紙の代筆をしてあげるというような活動をいたしまして、出かせぎ留守家庭の心のささえとなるようなことを数々行なわれておられるわけでございまして、特に来年度はこの活動を一そく強力に進めてまいりますために、カードシステムによりまして出かせぎ留守家庭と出かせぎ者との間の連絡を緊密にはかっていくというようなことを行ないますが、特に来年度はこの活動を一そく強力に進めてまいりますとか、病気の予防を最近力を入れてやつております。ただ先ほど御指摘のとおり総合的に行なつておられるかどうかといふことがありますとか、しつけの問題、そういうことを行なつてはおりますが、それが現場でどの程度行き届いておりますか、もう一度その点を確めて注意してやつてしまいたいと思います。

**O足鹿委員** せっかくおいでいただいておりますので、税金の問題だけを最後にお尋ねを申し上げます。血のにじむような出かせぎ労働者が総合課税を受けておるという実情について、予算委員会の分科会で同僚委員の質問に対し、自治大臣は総合課税はあたりまえだ、これ一点ばかりの御答弁になつておる速記録を持見いたしました。しかし、そう簡単には片づかぬと私は思ひであります。借金を返すため、生活費の足らないのをかせぐた人の普及員を全国に二千三百五十名に増加させていたいたております。それで、この生活改良普及員が農家の生活相談、生活指導を行なつております。仰せの通り、近年、農家主婦の労働過重によりますところ、近年、農家主婦の労働過重によりますところの病氣でございますとか、子供の成績の低下、それから不良化その他の、家の粗放化によるところのいろいろな問題が特に出てきております。それに対処して私どもが特に指導しておりますことは、共同炊事でありますとか共同洗濯、共同保育所その他の家の共同利用施設がいりますところですが、こういうものの設置と、そ

のたために生活改善資金を使用したりいたしておりますが、この効率的な利用をはかつております。それから、生活改善グループが全国に一万六千ヶループございます。これが活動内容といいたしまして、困っている母子家庭などの共同の農事作業をいたしますとか、田植えの共同作業をいたしまして、そういうことによります共同作業を行なつて、あるいは出かせぎ先の夫への手紙の代筆をしてあげるというような活動をいたしまして、出かせぎ留守家庭の心のささえとなるようなことを数々行なわれておられるわけでございまして、私は差しつかえないと思っております。とにかく生きた政治を行なうことによって、税の減免をはかることによって、この零細な、からだを張つて生きたものが総合課税の立場からまた取り上げられるというような課税方針というものは改められなければならぬと私は考えておるのであります。つまり税務当局としては出かせぎに要する支度金あるいは旅費、二重生活による経費増といたしたようなもつと具体的な問題に突つ込んで御検討になつたことがあるのでしょうか。私は少なくともこういう問題については、あたたかい觀点から取り上げて、そしてたた收入は総合課税だということではないにしろ、配慮があつてしかるべきものと考えます。課税の原則は原則として、別途にこれらの特別控除制等の問題を総合的に検討される御用意はございませんかどうか、ぜひ御考慮を願いたいと考えておりますので、大蔵省と自治省当局にこのお尋ねを申し上げまして、まだあとにたくさん残つておりますが、またの機会に譲りまして質疑を打ち切りたいと思います。

**O林説明員** 国税庁の所得税課長の林でございます。どうも委員長、長らく失礼いたしました。

先ほど御指摘がございましたとおり、最近国税たる所得税につきましては、諸控除がたびたびの税制改正で引き上げられまして、その結果出かせぎ関係の方で所得税の課税を受けられる方の数は非常に少ないと存ります。と申しますのは、今回三月三十一日に国会を通過施行されました改正所得税法によりますと、夫婦子供四人で、夫婦で農業に従事している場合を考えてみますと、約年六十二万円程度の所得までは所得税は課税されないことになります。ただ、所得税に関する各種の取り扱いは、おのずと地方税たる住民税の課税上の取り扱いにも同じように取り扱われる例が多うございますし、また農村関係の所得を算定いたします上に、所得税について適用されます所得の標準がそのまま住民税の課税標準の算定に使われます関係上、やはり国税関係の取り扱いが当然地方税関係にも及んでくるという趣旨として御答弁申し上げたいと思いますが、その点で申し上げますと、総合課税とおっしゃいましたが、総合課税の場合に二つございまして、夫が働きに出て妻が家にいる、そして妻が家で農業に従事し、夫が出かせぎをして出かせぎの収入を得るという場合に、妻と夫の所得を総合して課税するという問題と、もう一つ、夫が出かせぎした自分の出かせぎ収入と自分の農業所得とを総合して課税するという問題と二つに分けられるわけでござります。

このうち夫が出かせぎした場合に、残った留守家族の農業の所得は一体家に残っている妻の所得であるうかるいはたまたまやはりその夫が家に戻りますので、たとえば冬の農閑期だけ外出働き、農繁期には家に帰つて農業を主宰しているという場合、どちらであるうかということは事実認定の問題でございまして、この問題につきましては、かねがねいろいろと議論されました末に、夫をその農業所得の帰属者として扱うべきか、あるいは妻をその農業所得の帰属者として扱うべきかにつきましては、実情に応じてよく判定するよう通達が出されております。もしもその所得が夫の所得というふうに判定されると、やはり今日

のたてまえでは、人が働いて得ました収入は、それがいかなる種類の所得の源泉から生じたもので、一年間の所得を合算して課税をするというたまえになつておりますので、これはどうしても総合して課税せざるを得ない。ただ御指摘になりましたように、二重生活に伴う各種の出費がございます。これは農村の出かせぎのみに限りませんで、所得の種類によりまして、たとえば普通の給与所得者でも転勤の都合などで子供さんの教育その他で別居せざるを得ない場合も数々ございます。されど、また船員の方とかその他の職務の性格上、どうしても別居しないと職務が遂行できないという方、その他のいろいろございます。そのような方につきましてその担税力をはかるために何らかの特別控除を設けるべきか、あるいは別居手当、非課税というような扱いをしたらどうかという問題もいろいろと議論されたのでござりますけれども、各國の例を見ましてもそのような例はないようでござりますし、やはり現行の所得税制のたてまえの中では、そのような特別の配慮をすることは現在のところむづかしかろうという一応の結論が得られております。しかし、先生の御指摘もござりますので、今後も税制調査会その他で検討をいたします際に、全体の問題の一環といたしまして取り上げて研究してまいりたいというふうに存じております。

○石川(一) 説明員 住民税の問題として御質問になっていると思いますので、住民税としてお答えを申し上げたいと存じます。

住民税は所得税と違いまして、広く住民に負担を分担してもらう、こういうたてまえから課税されておるものでござりますので、所得税の課税最低限と異なって、さらに低くなっています。ただそれにいたしましても、所得税の課税最低限は年々引き上げられてきておりまして、住民税についてもさらくは課税最低限を引き上げるべきであるという強い要求がござります。このため、今回会を通過いたしました地方税法の改正では、基礎控除、扶養控除等の控除をそれぞれ引き上げまし

て、夫婦、子三人の標準世帯の場合におきまして、三十四万七千円の課税最低限が、四十一年度におきましては四十二万三千円というように引き上げられたのでございます。しかしこの点につきましては、参議院の地方行政委員会におきましては、なお今後住民税の性格をもあわせ考へ、同時に経済情勢の推移、地方財政の実情等を考慮しながら、その引き上げにつとめるべきである、こういう趣旨の附帯決議がなされております。私どもいたしましては、住民税の所得は、原則といつても別居手当、非課税といふような扱いをしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○田中委員長 次会は明六日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十三分散会

昭和四十一年四月十一日印刷

昭和四十一年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局